

【ポイント】

- ・賦課金等を徴収できる公共組合となるための要件である「行政主体性」を満たすための要件として、学説上は、①事業の公共性、②事業実施にあたっての手続的コントロール、③国の特別の監督の3点に整理できる。
- ・内閣法制局の基準もほぼ同じながら、国の監督を重視している。
- ・エリアマネジメント団体が公共組合として負担金徴収が可能になるための、具体的な事業内容、手続規定、国の監督規定を明らかにする。

1. はじめに

2022年5月31日の土地総研リサーチ・メモ「「公共組合」の観点からみた民間主導負担金制度の可能性について」（以下、「前リサーチ・メモ」という。）では、民間主体が、地域管理などのために民間事業主体が行う事業に対して費用を地権者や住民から回収する負担金（以下、「民間主導負担金制度」という。）の実現のために、

- 1) 強制加入であり、かつ、賦課金を反対地権者からも徴収できる土地区画整理組合等が講学上の「公共組合」に位置付けられていることを明らかにし、
- 2) この「公共組合」の概念をエリアマネジメント団体に拡大し負担金を徴収することを想定して、「公共組合」を拡大するための「行政主体性」の要件について分析を行った。

本稿では、この「行政主体」という概念について、先日行われた「都市計画と法政策学との連携推進研究会」での先生方のアドバイスを踏まえ、より詳細に学説上の議論及び内閣法制局の議論などを紹介し、厳密に行政主体に該当するための要件の抽出を行う。

なお、「行政主体」あるいは「公法人」という概念自体が、戦前の行政裁判所の管轄などを前提した議論であること¹、また、行政主体（又は公法人）とそれ以外の主体の境界が不明確であることなどを理由として、そもそも「行政主体」「公法人」という概念自体が不要であるという指摘も学界では強い²。

しかし、「公共組合」を国、地方公共団体とは別の「特別の行政主体」として位置付け、その共通する特徴を分析する」という講学上の議論は、本稿のように、「公共組合」という強制加入で、かつ、賦課金を反対者にも課すことができるという特殊な法律上の制度について、その拡張可能性を立法論として議論する際には、極めて有効と考える。その意味では、塩野宏が行政主体という概念の道具性、有用性として、立法レベルの問題を挙げている³のは適切であり、説得力があると考ええる。

2. 公共組合の講学上の整理に関する前回の復習

(1) 講学上の公共組合の内容とその特徴

講学上の公共組合の範囲は表1のとおりである。

公共組合の特徴としては、「強制加入」「設立解散についての国又は地方公共団体の関与」「国又は地方公共団体の監督」「公権力の付与（換地処分、経費等の賦課・滞納処分）があげられる⁴。この最後の公権力の付与のうちの経費等の賦課を可能とする制度は、エリアマネジメント団体に仮に公共組合として拡張できれば、団体加入者から強制的に負担金を課すことを可能とすることから、公共組合拡張の可能性を論じているところである。

表1 事業目的別の公共組合の例

事業目的	対象となる団体
1 土木事業に関する公共組合	土地改良区、土地区画整理組合、市街地再開発組合、住宅街区整備組合、水害予防組合
2 社会保険事業に関する公共組合	健康保険組合、農業共済組合、国会公務員共済組合、各地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、厚生年金基金
3 経済活動に関する公共組合	商工組合(中小企業団体の組織に関する法律第55条の加入命令、ただし、1997年当該条文は廃止)
4 公共性の高い職業に関わる団体	弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、税理士会、行政書士会、水先人会、公認会計士会

(2) 前回分析した、塩野宏、安本典夫の学説からみた公共組合となるための要件

まず、塩野宏は、塩野（2021）123頁によれば、「公共組合の強制加入及び賦課金をはじめとする公権力の付与は、法がこれらの組合に行政主体性を与えたことを意味するように思われる」としている。

これに対して、安本典夫⁵は、安本（1985）291頁において、強制加入制は、憲法上の結社の自由、さらには事業内容によれば職業選択の自由、財産権の保障にも抵触しかねないことから、これを認めるためには、事業の公共性、組合内部の民主主義、組合に対する公的規制が必要としている。

前リサーチ・メモにおいては、上記、塩野、安本の学説に加えて、国会議事録における「強制加入」に関する議事を抽出したが、明確に強制加入の制度設計のために必要な要件を国会議事録からは明らかにすることができなかった。

本稿では、公権力の行使（賦課金等の徴収を含む）を可能とする公共組合となるために必要となる「行政主体」の要件を議論している学説について、より網羅的に収集分析して、当該要件の精緻化を試みる。

3. 行政主体の要件に関する学説等の整理

(1) 学説の概観

行政主体について論じている学説から、行政主体に関する要件を整理したものが、表2である。

表2 行政主体、公共組合に関する要件一覧

	A	B	C	D	E
	美濃部達吉	田中二郎	塩野宏	藤田宙靖	安本典夫
1 国による目的付与	○	○	○		
2 国家が法人を設立	○		○		
3 資金の供与		○	○		
4 公の権能付与		○			
5 事業の公共性					○
6 法律による行政の原理等の法的コントロール				○	
7 対外的に明確な規準				○	
8 民主的コントロール			○	○	○
9 国の特別の監督		○	○		○

戦前の美濃部達吉の議論は、現憲法下ではそのままでは適用できないものの、田中二郎などの学説に引き継がれている要素があるため参考として併せて紹介する。

まず、美濃部は、地方団体、公共組合、営造物法人（戦前から実態は神社のみと言われていた）を、「公共団体」と定義していた。

田中二郎は、国及び地方公共団体以外の行政主体性を位置付けられた主体を「独立行政法人」（現行法の独立行政法人とは意味が全く異なる）と、塩野は、「特別行政主体」と、藤田は「特別の行政主体」と名付けて、特殊法人、現行法での独立行政法人、公共組合をこれらの概念の対象としている。表2の美濃部、田中、塩野、藤田の列における要件は、それぞれの概念規定から抽出したものである。列Eの安本のみ公共組合に限定した要件を抽出している。

なお、詳細な引用箇所は、表3に明示している。

（2）学説から導かれる、賦課金等を徴収できる公共組合となるための行政主体性の要件

表2に掲げた行政主体の要件は各学説において論じられた用語をそのまま用いているので、正確に並列になっているわけではない。また、表3で示すとおり、行政主体としての要件として明示して項目を列記している行2列Aの田中二郎もある一方で、行4の藤田のように、「考察の対象とする意義とする」など、明確に行政主体の要件として述べていない記述もあること、さらに、行1列Aの田中や行5列Bの安本のように、要件を例示として「など」と書かれているものもあることに留意が必要である。

また、安本は、行政主体性の要件ではなく公共組合の要件として述べている点にも留意が必要である。

第一の、行1の「国による目的付与」は国の政策目的が多様化している現在では有効な要件とはなりえない。また、「国が法人を設立」も、現行法における「独立行政法人」などにはあてはまるものの、本稿で議論の対象としている地域レベルでのエリアマネジメント団体への適用場面では、直接該当しない。

第二に、行3の資金面については、塩野は、給付的活動を前提にした基準であることを付言している⁶。しかし、この要件も、同様に、地域レベルでのエリアマネジメント団体による負担金徴収という、公権力の行使からみた公共組合の可能性について論じていることから、資金面は要件とはなりえない。

第三に、行4の公の権限付与は、むしろ一定の要件によって、公共組合に行政主体性が認められた結果として考えるものであり、要件として前提にするのは適さないと考える。

よって、残りの行5から行9のうち、行6から行8は、公共組合が活動する際の手続的な規制としてまとめることが可能である。

よって、表2の項目を整理すると、賦課金等を徴収できる公共組合として位置付けるための行政主体性を確保するための要件としては、

- ①事業の公共性
- ②事業実施にあたっての手続的コントロール
- ③国の特別の監督

の3点があげられる。

表3 行政主体及び公共組合の定義及び要件

		A 行政主体の定義と要件	B 公共組合の定義と要件
1	美濃部達吉 『日本行政法上巻』	<p>・公共団体とは国家の下において国家よりその存立の目的を与えられた法人である。(462)</p> <p>・法人の目的とする所が国家目的であるが故のみ、国家はその目的を達するに必要な限り、ある資格に該当する者をして、その意思に反しても団員たらしむるのである。</p>	<p>・公共組合は公の社団法人で、地方団体のやうな一定の地域内の総ての住民から成るものでなく、法定の資格を備ふる一定の社団の結合から成る団体であり、又地方団体のやうに広く一般的な地方公共の利益をその目的とするものではなく、限られた特種の事業を目的とするものである。その目的とする事業は、必ずしも私法人の目的とする事業と判然性質を異にするものではなく、同じ目的でも、共通の利害関係を有する者が任意に結合して法人を作り其の目的を遂行するものであれば、私法人に過ぎないもので、國家が其の目的を國家的目的として認め、自ら法人を設立して其の目的を遂行せしむる場合にのみ公法人たるのである。(633)</p>
2	田中二郎 『行政法中巻』	<p>・独立行政法人は、特別の法律の根拠に基づき国からその存立目的を与えられた独立の法人であり、一般に、公法人又は公法上の法人の性格を有するものとされる。(213)</p> <p>・独立行政法人たることのメルクマールは、当該法人の目的は、国が与えたものであること、その設立は、法律の定めるところにより国(時には地方公共団体)のイニシアチブによるものであること、そして、国(又は地方公共団体)に代わり公共的な事務事業を行なうものであるから、その目的を達成させるために、しばしば、出資その他の資金の供与をし、公の権能を付与する等、種々法律上特別の取扱いを認める反面、これに一定の義務を課し、国の特別の監督に服すべきものとしていること等の諸点に求めるべきであろう。(197-198)</p>	<p>・概に公共組合といつても、その設立の理由はまちまちであり、これに認められる特別の法律取扱いも必ずしも軌を一にしないので、何を標識として公共組合と解すべきか、公共組合とそうでないものとの区別の限界は必ずしも明瞭とはいいがたいうらみを免れない。(210)</p> <p>・第一に、地域的な公共性の強い事務事業は、地方公共団体が自らこれを行なうのが原則であり、すべての住民に共通の利害関係がある事務は、地方公共団体が自ら処理するのが適当かつ負担の公平を期するゆえんでもあるが、公共性の強い事務事業であつても、地域の一部の住民にのみ利害関係があるに止まるものについては、むしろ、相互に共通の利害関係をもち一部の住民が人的結合たる社団(公共組合)を設け、この社団の事務としてこれを処理することにすることが妥当である(209)</p>
3	塩野宏 ①『行政法Ⅲ』 ②『特殊法人に関する一考察』 『行政法組織の諸問題』(有斐閣、1991)	<p>・行政主体:社会的に有用な業務の存在を前提とし、それが国家事務(行政事務)とされた上でその業務を遂行するために国家により設立された法人をもって、特別行政主体ということがいえよう(①99-100)</p> <p>・その意味で、ある業務を行政事務とした上で、その担当主体としての法人を設立する趣旨を制定法から読み取るには、設立行為の特殊性のみならず、当該法人に対する国の出資のあり方、組織構成に対する関与のあり方にも着目する必要があると思われる(①115)</p> <p>・社会的に有用な業務の存在を前提とし、それが行政事務とされた上で国とは別の法人格(特別に設立された)にその遂行がゆだねられたときに、行政主体としての法人格の存在が認められることになるのである。(②21)</p> <p>・法人の経営のものに関する国の主體的かかわりあいの仕方、いかにえれば、法人に対する国の出資のあり方及び運営費に関する国の支出のあり方にも着目するのが、妥当であると思われる。もちろん、規制業務に関しては、資金面は必ずしも決定的要素ではないが、かかる業務を国とは別の法人にゆだねることは一般には考えられないのであつて業務自体が給付的活動にかかるとしては、国がその業務に必須の資金的側面に直接関与することによって、当該業務をまさに国の業務とする趣旨であるかどうか、最も明確に看取できると思われるからである。(②22)</p> <p>・ある業務を行政事務とする以上、それに相応しいものでなければならぬ。また、それが行政主体であるとすれば、その組織・運営について、国および地方公共団体の行政機関におけると同様に、民主的コントロールという見地からの、立法措置が必要であり、かつ、そのことが正当化される(独通法がその典型である)。また、行政管理の一環として、組織編成について、行政機関が関与することも許される。(①126)</p>	<p>強制加入および事業執行における公権力性の付与については、法がこれら組合に行政主体性を与えたことを意味するよう思われる。すなわち、強制加入は、結社の自由に対する重大な侵害であり、組合自体が行政主体であることは例外的措置を認める法的正当化根拠を提供する最も大きな根拠の一つである。さらに、経費の強制徴収を含む事業執行方法についての公権力性の付与は、当該法人の有する大きな特権であるが、かかる特権の付与はそれを受ける法主体が、行政主体であることによって、正当化されると解される。(①123)</p>
4	藤田宙靖 『行政組織法(第2版)』	<p>・おおよそ、法律自体がその組織のあり方について、組織の構成メンバーの権利、利益の保護という見地とは無関係に、「対外的に明確な規程の設定」そして「民主的コントロール」という見地から規律を行っているような法主体の場合には、これをここでいう「行政主体」として行政組織法の見地から考察の対象とする意義が認められる、ということになるであろう。(①27)</p>	<p>一般に「公共組合」とはある一定の公共的な目的のために個人たる組合員によって設立された組合であつて、法人格を持たされたもの(通常は社団法人としての性質を持つ)であり、しかも「行政主体」たる性格を持つもののことを称している(①211-212)</p> <p>私自身は、地方公共団体と並び、組合組織を採る法主体が、地方公共団体がやっている行政活動と同様の活動を、しかも一定の公権力行使の権限を法律によって認められつつ行っている、という事実に着目し、このような法主体の活動(作用)及び組織についての、法律による行政の原理等による法的コントロールのあり方如何に関心を持つ、という見地からアプローチしたいと考えている。(①212)</p>
5	安本典夫 「公共組合」	<p>・行政法関係は、行政権の主体とその相手方としての個人または団体の間の法律関係であり、行政権の主体としては、本来の主体である国家のほか、国家に淵源を発生しながらも自己の事務として行政を行うというものが、従来の通説的な行政主体論である。(287)</p>	<p>・公共組合は、特定の目的を遂行する、一定の社員によって組織される社団法人である。(287)</p> <p>・(公共組合の)この強制加入制は、憲法上の結社の自由(団体の結成の自由、団体への加入、非加入の自由)(憲二一条一項)さらに、事業内容によっては、職業選択の自由(憲一三条)、財産権の保障(憲二九条)等にも抵触しかねないものである。したがつて、それにもかかわらず強制加入制を認めるだけの事業の公共性(たとえば土地区画整理事業という制度一般の公共性と、特定の地域で土地区画整理事業を行う公共性など、各レベルにおける公共性が必要である)、組合内部の民主主義、組合に対する公的規制などについて、特有の法理が形成されなければならない。(291-292)</p> <p>・公共組合は、国、地方公共団体の行政機関としての性格を持つものではなく、相互の関係は法関係というべきであり、もちろんそこに法治主義は妥当する。公共組合は行政庁の組合に対する処分に対して、訴訟を提起することはできると考えるべきである。(318)</p>

(3) 内閣法制局における国、地方公共団体以外の主体への行政権限委任の考え方

内閣法制局は、表4に示すとおり、国又は地方公共団体以外の主体に対して行政権限を委任することには慎重な配慮が必要と考えており、具体的には

- ①事務処理にあたっての公平性の担保
- ②事務処理判断にあたっての客観性の担保
- ③国の監督体制の確保

が必要と述べている。

また、松戸浩によれば、日本道路公団の民営化の際には、従来道路公団が道路管理者に代行して行っていた道路管理権限のうち、占用許可や通行禁止等の公権力の行使を伴うものについては、高速道路株式会社ではなく、新たに設置される独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に振り分けることとされ、国の監督体制が弱い主体への公権力の行使には慎重な姿勢が表れている⁷と整理される。

以上のとおり、内閣法制局の考え方は、(2)の学説の基準とほぼ等しいものの、特に、国の監督体制の確保を重視している点が推測される。

表4 内閣法制局第三部長が発言した国、地方公共団体以外の主体への行政権限委任の考え方

<p>第101回国会参議院大蔵委員会第27号昭和59年7月31日</p>	<p>○政府委員(大出峻郎君) お答えを申し上げます。 最初の問題でございますが、まず一般論として申し上げますと、先生だいま御指摘ございましたように、憲法第六十五条は「行政権は、内閣に属する。」、こういうふうに規定をいたしておるわけでありまして。また同じく憲法第六十六条の第三項でございますが、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」、こういうふう内閣の責任が規定をされておるわけでございます。 したがって、国の行政事務といえますのは、これは内閣の統括のもとに国の行政機関なりあるいは権限の委任を受けた地方公共団体の機関において処理されるのが通常でございますが、<u>国の行政事務でありましても、内閣としてその処理について責任を負い得るようなそういう仕組みのもとでありますれば、国の行政機関あるいは地方公共団体以外のものにその処理の権限を委任することも不可能ではないというふう</u>に考えられるわけでありまして。 ただ、このように考えましても、これは広く国の行政事務とはいっても、その中には非権力的なものもございますし、あるいは権力的な要素を持ったものもあるわけでありまして。この後者の方のいわゆる権力的な性格のもの、こういうものにつきましては、これは行政主体が優越的な意思主体として、いわば公権力の主体として私人に対するものでありますから、国民の権利義務に関連するということにもなります。国または地方公共団体以外のものにこれを委任する場合には、非権力的な行政事務を委任する場合に比べますと、<u>一段と慎重な配慮が必要であろうというふう</u>に考えるわけでありまして。 すなわち、まず当該行政事務の処理に当たっての<u>公正性の担保</u>、あるいはその事務の処理の判断の<u>客観性の担保</u>というようなことが必要であろうと思います。 また第二に、当該行政事務の処理に対する<u>国の監督体制の確保</u>、こういうことについて十分な考慮が加えられているということが必要ではないかというふうに考えるわけでありまして。</p>
--------------------------------------	---

(3) 判例における国、地方公共団体以外の主体への行政権限委任の考え方

土地区画整理組合という、講学上、行政主体性が確保され「公共組合」と位置付けられている主体についての判例を収集分析⁸した結果、「公権力の行使を行う土地区画整理事業を施行する」「公法人」又は「公法上の特殊法人」という記述は確認できるものの、土地区画整理組合の公法人となるための要件等についての論述は確認できなかった⁹。

4. エリアマネジメント団体に強制加入＝負担金徴収を認める公共組合を拡張するための論点

(1) 学説及び内閣法制局からみた公共組合拡大のための要件

3. で述べたとおり、賦課金等を徴収できる公共組合とするための行政主体性を確保するためには、

- ①事業の公共性

②事業実施にあたっての手続的コントロール

③国の特別の監督

の3点を満たす必要があると考える。

このうち、①の事業の公共性については、表3の行2列Aの田中二郎の「国又は地方公共団体の代わりに行う公共的な事務事業」という概念整理が最も厳密な定義であることから、まず、地方公共団体が自ら実施してきた事業、実施すべき事業であるかどうかから、分析を行う。

次に、②の事業実施にあたっての手続的コントロールについては、表3の行3塩野、行4藤田の民主的コントロール、明確な規準設定、法律による行政という観点から必要な内容を検討する。

③の国の監督体制については、内閣法制局の慎重な姿勢を踏まえ、公権力を認めつつも行政主体とは整理されていない、指定法人等に比較して、より厳密な国の監督体制について整理する。

(2) 事業の公共性要件

事業の公共性要件について、すなわち本来は国又は地方公共団体が実施すべきものではあるものの、地域のエリアマネジメント団体が代わって実施する事業としては、「法律」において、市町村等の地方公共団体の事務として明記されているものとして、まず、表5のものがあげられる。

その根拠規定は、表5列Bに記載のとおりである。

表5 行政主体性が法律で規定されている事業例

	A 行政主体性が想定される事業	B 根拠となる法律上の規定
1	災害時における、消火活動、避難行動要支援者等災害弱者の避難支援などの防災活動及びそのための平時の準備活動(訓練、備蓄など)	・災害対策基本法第5条(市町村の責務、都道府県は第4条で市町村を助けと規定) ・消防組織法第6条(市町村消防の責任規定)
2	地区公園、地区交流施設、図書室などの地区サービス施設の維持管理活動	・都市公園:都市公園法第2章(設置管理は国又は地方公共団体) ・公民館:社会教育法第20条(市町村が設置) ・図書館:図書館法第2条(設置主体に地方公共団体位置付け、その他は、日本赤十字社、一般社団法人又は一般財団法人)

さらに、市町村の「条例」で市町村の事業とされているものを整理する。

市町村条例の受益者負担金条例によって受益者負担金を徴収している場合には、徴収した負担金を市町村の事業にあてることを前提にしている。この受益者負担金条例で位置付けられた事業のなかには、地域管理、エリアマネジメントとして地域団体が実施することが相応しいものも存在する。

具体的には、表6のとおりである。

表6 行政主体性が条例で確認できる事業例

A 行政主体性が確認できる事業	B 根拠となっている条例
1 間口の除雪、溝渠の工事	美咲市間口除雪事業条例、越前市溝渠工事受益者負担金徴収条例
2 集会施設の整備、維持管理	新十津川町行政区自治会館通路及び駐車場の整備費負担金納入条例、養父市集会施設整備事業分担金徴収条例
3 防犯灯設置、LED化	上山市防犯灯LED化整備事業分担金条例、防犯灯取替事業分担金徴収条例
4 消火栓設置	紀の川市消火栓設置事業負担金徴収条例
5 幼稚園、通学バス、高齢者バス	矢吹町幼稚園バス運行事業分担金徴収条例、坂東市坂東市通学(園)バス負担金徴収条例、塩谷町立塩谷中学校スクールバス運行に関する条例、阿賀野市通学バス運行及び管理に関する条例、柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例、井原市スクールバスによる児童、生徒及び園児輸送に関する条例、坂出市立幼稚園・学校通園通学用自動車運行事業実施条例、坂出市立学校通学用バス定期券交付条例、神崎市通学バス運行事業分担金徴収条例、日高町高齢者バス乗車証交付条例、堺市おでかけ応援利用者証条例

表6で列記した事業のうち、行1から行4までは、道路法に基づく道路管理主体、及び表5列Bに記載した法律で行政主体性を位置付けることも可能である。

しかし、表6行5の児童、学生、高齢者に対する移動視点に関するものについては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第4条では、国及び地方公共団体の努力義務は規定されているものの、地域の移動手段の確保自体を明確に国又は地方公共団体の責務とまでは位置付けられてはいない。

一方で、交通需要が高い地域では民間事業者によって供給されている一方で、地方部においては、いわゆる自治体が運営する「自治体バス」¹⁰など市町村が事業実施する事例が増えてきている。また、表6行5列Bの条例で明らかなどおり、相当数の条例によって、市町村の事業として位置付けて負担金徴収を行っている。

以上のとおり、地方公共団体の代わりに公共的な事業を行うという観点から、事業の公共性をみると、表5及び6の事業が対象となる可能性がある。

(2) 事業実施にあたっての手続的コントロール要件

この手続的コントロールの視点としては、「民主的コントロール」「対外的に明確な規準設定」「法律による行政の原理等による法的コントロール」が学説上指摘されている。

第一に、民主的コントロールとしては、組合員の権利として、議決権、役員等の選挙権、被選挙権などの意思決定の仕組みが法律に明確に定められている必要がある。(土地区画整理法でいえば、第25条から第44条などに相当)

第二に、「対外的に明確な規準設定」「法律による行政の原理等による法的コントロール」としては、当該組合が行うべき事業計画の内容及び定め方、行使できる公権力の内容とその行使にあたっての条件などを法律に明記することが必要である。(土地区画整理法でいえば、第14条から第21条、第40条から第43条などに相当)

(3) 国の特別の監督要件

国の特別の監督要件としては、特に、地方公共団体の代わりに事業を実施する主体として、設立時への

国の関与及び、簡単に事業を止めることができないように、解散に対する関与が必要である。(土地区画整理法でいえば、第14条、第20条、第21条、第45条などに相当) さらに、公権力の行使につながる業務を適切に実施するための国の関与に関する規定が必要である。(土地区画整理法でいえば第86条、第125条などに相当)

特に、建築確認を行う指定確認検査機関(建築基準法第77条の18から第77条の35)など、行政主体性が認められないものの、一定の公権力の行使が認められる主体に比べても、負担金の徴収など強い公権力の行使を認めるためには、当該組合の設立、業務執行、業務の終了などのそれぞれの時点において、強い国の関与が必要となると考える。

6. まとめ

本稿においては、前リサーチ・メモで、強制加入権を有する公共組合の拡張可能性について、先日行われた「都市計画と法政策学との連携推進研究会」の先生方のアドバイスを踏まえて、学説などから、より厳密に、エリアマネジメント団体に対して公共組合概念を拡張するための要件等について分析を行った。

ただし、本稿では、主に講学上の学説を収集したが、現行法における個々の規定内容は整理できなかった。この点については、次号の宿題としたい。

(佐々木晶二)

¹ 戦前の公法人に関する判例は、田中二郎『行政法中巻(全訂第二版)』(弘文堂、1976) 219頁-220頁参照。

² 岡田雅夫「行政主体論」舟田正之「特殊法人論」『現代行政法体系第7巻』(有斐閣、1985)、山本隆司「行政組織における法人」『行政法の発展と変革上巻』(有斐閣、2001)、山本隆司「行政の主体」『行政法の新構想I』(有斐閣、2011)参照。

³ 塩野宏『行政法Ⅲ』(有斐閣、2021) 126頁参照。

⁴ 宇賀(2010) 260頁、塩野宏『行政法Ⅲ(第5版)』(有斐閣、2021) 122-123頁、安本典夫「公共組合」(雄川一郎ほか編『現代行政法体系第7巻』(有斐閣、1985) 292-293頁

⁵ 安本典夫「公共組合」『現代行政法体系第7巻』(有斐閣、1985)参照。

⁶ 「特殊法人に関する一考察」『行政法組織の諸問題』(有斐閣、1991) 22頁

⁷ 松戸浩「公共組合と公権力の行使一」大阪市立大学法学雑誌 60巻3・4号 1155頁参照。

⁸ Westlaw判例データベースにおいて、「土地区画整理組合」かつ「公権力」で検索を実施した。(検索実施日 2022年7月3日)

⁹ 昭和40年2月27日大阪地裁、昭和40年3月2日大阪地裁、平成2年7月30日浦和地裁、平成15年7月3日大阪高裁の各判決参照。

¹⁰ 三村泰広ほか「自治体バスの運行財源に関する実態」土木計画学研究講演集(2011)参照。